

## 2016年度日本生涯教育学会研究助成要綱

### 1 目的

日本生涯教育学会における、社会的有用性の高い生涯学習・生涯教育研究を推進するため、本学会会員の優れた、将来性のある、萌芽的な研究計画に対して、研究に要する経費の一部を助成し、もって本学会の研究活動の活性化と発展を図ることを目的とする。

### 2 助成対象および応募資格

- ・ 本学会の会員が行う研究（共同研究を含む）を対象とする。
- ・ ただし、応募資格（共同研究にあつては研究代表者の応募資格）は、会員となつて2年以上を経過し、かつ応募時において当該年度までの学会年会費を完納している（応募時に当該年度を含め3年以上の学会年会費を納入している）会員に限る。
- ・ 共同研究の場合、共同研究者に会員ではない行政関係者等を含むことができる。

### 3 助成金額

- ・ 研究に要する経費の必要額を上限とし、1件あたり50万円以内とする（原則として研究に要する経費の一部を助成するものである）。ただし、1年度あたりの助成金額の総額は100万円を限度とする。
- ・ 助成金額には後述の「研究報告書」の印刷に要する経費を含む。

### 4 助成期間

- ・ 2016年の学会大会時の総会で助成が決定した会員を発表する。なお、助成期間は2016年12月1日から2018年3月末までとし、助成期間内に研究を終了するものとする（助成期間は1年4か月）。

### 5 申請時期および審査機関

- ・ 上記の期間に間に合うよう、アナウンスは5月発行の「学会だより」およびHPで行う。締め切りは7月末とする。
- ・ 審査委員会を設置し、助成研究の選考、ならびにその他この研究助成の審査にかかわる事項にあたる。

### 6 助成金受領者の義務

- ① 研究に使用した経費の報告（帳簿・領収書等）
- ② 研究報告書（2018年度の論集と合冊して発行予定）の提出（ただし、2018年度の年報に研究報告書に相当する論文等が掲載される場合には、これをもって研究報告書に代える）
- ③ 本学会の年報・論集等に限らず、当該研究の成果発表にあつては、日本生涯教育学会の助成研究であることを明記する

\*なお、上記の義務を果たしていない場合には助成金の返還を求められることがある。

7 審査基準

- ・ 研究目的—助成制度の目的との整合性、独創性、社会的有用性
- ・ 研究計画—研究スケジュールの的確性、具体性、研究経費の妥当性
- ・ 研究方法—研究目的、研究計画との整合性
- ・ 期待される成果—具体性
- ・ その他—科学研究費等の助成研究に発展する可能性や実践的研究に配慮
- ・ 応募した会員の大会での発表等のこれまでの学会活動についての実績を確認

8 その他

- ・ 審査基準、応募件数等は公表する。
- ・ 助成に値する研究の応募がない場合には「該当者なし」とする。

以上